

【参考】個人情報の保護に関する法律の改正に伴う市内町会等での個人情報保護について

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）では、個人情報等の概念を定め、それぞれの取り扱いを定めています。

個人情報保護法で定める個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。

これまでは、取り扱う個人情報が5,000件を超える事業者が対象となっていました。法改正により町会を始めとする地縁団体を含む、個人情報を取り扱う全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。

個人情報保護法を守り、個人情報を適切に取り扱っていただくために、注意すべき点と町内会名簿の作成を（例）にした場合の対応は次のとおりです。

1. 個人情報を集める前

ルール	対応例
個人情報の利用を特定する。	「町会運営、親睦、連絡事項に附随する業務を行なうため、会員名簿を作成し、名簿に記載される町会役員に配布する。」と利用目的を特定します。
収集する個人情報の内容を特定する。	上記の利用目的に沿って必要最小限の個人情報を収集します。

2. 個人情報を集めるとき

ルール	対応例
本人から書面で個人情報を収集する場合、本人に対して利用目的を明示する。	収集する際に利用目的を記載した書面を本人に配布し、しっかりと説明する。
※要配慮個人情報の取得については、必ず本人の同意を得る。	要配慮個人情報を収集する場合は、必ず本人の同意を得る。

※要配慮個人情報とは、人種、信条、病歴、社会的身分、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果などの情報です。

3. 個人情報を保管するとき

ルール	対応例
収集した個人情報の漏えい防止のために適切な処置を講じる。	事務局等において、盗難・紛失が無いように適切に保管する。 転売など禁止事項をしっかりと定める。 管理責任者等をしっかりと決める。
収集した個人情報の本人からの要請は、適切に対応する。	個人情報を集めるときに配布する書面に、問い合わせ先などを記載し、本人から個人情報の訂正や利用しないなどの要請は、適切かつ速やかに対応する。

4. 個人情報を第三者に提供するとき

ルール	対応例
収集した個人情報を第三者に提供する場合には、必ず、本人の同意を得る。	提供する相手や目的を明確に本人に伝え、必ず同意を得てから、任意による提出という形式で提供する。
提供先などを記録し、一定期間保管する。	いつ、誰に、どのような個人情報をどうして提供したのか、本人の同意を得た日時など、詳細を記録し、保管する。

※以下の場合、本人の同意を得なくても個人情報を第三者へ提供することができます。

- ・法令に基づく場合（例：警察からの照会）
- ・人の生命・財産を守る場合（例：災害時）
- ・委託先に提供する場合（例：名簿の印刷を業際に委託する場合）

●さらに詳しい相談などは個人情報保護委員会まで

個人情報保護法に基づき設置された独立性の高い専門機関です。

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な相談を受け付けています。

公式HPアドレス <https://www.ppc.go.jp>